

# 帝京平成大学履修規則

## 第1章 趣旨

(趣旨)

第1条 帝京平成大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、帝京平成大学（以下「本学」という。）における、授業科目の履修に係る事項は、この規則の定めるところによる。

2 薬学部薬学科に関する履修規則は、帝京平成大学薬学部履修規則に定める。

## 第2章 授業科目及び単位数

(授業科目及び単位数)

第2条 授業科目及び単位数は、学則別表第1に定める。

2 前項の授業科目は、次の各号のとおり取扱いを区分する。

(1) 必修科目は、単位修得を必要とする科目

(2) 選択必修科目は、定められた科目から所定の単位数以上の修得を必要とする科目

(3) 選択科目は、任意に選択して単位修得する科目

(授業への出席)

第3条 特別の事由がない限り、履修登録をした授業科目の全ての時限に出席しなければならない。

なお、特別の事由とは、事故、病気、自然災害等をいう。

## 第3章 履修登録

(時間割)

第4条 授業の時間割は、学年又は学期の始めに公示する。

(履修登録)

第5条 学生は、学年又は学期の始めの指定する期間内に、授業科目の履修登録を行うものとする。

2 登録していない授業科目の単位は与えない。

3 後期には、指定する期間内であっても、原則として前期科目、通年科目及び集中科目の変更、取消及び追加はできない。

(履修方法)

第6条 履修方法については、学期の始めに指導する。学生は、この指導に基づいて授業科目を履修するものとする。

2 必修科目及び履修指導によって指示された授業科目は、原則として当該年度において履修するものとする。

3 授業科目は、原則として定められたクラスで履修しなければならない。

4 年間で履修登録できる授業科目の単位数の上限は、49単位とする。ただし、次の各号の一に該当する者で、大学が認めた場合には、別途定める単位数まで履修することができる。

(1) 成績が優秀である者

(2) 資格取得を目的とする者

(3) 大学が指定した科目を履修する者

(履修制限)

第7条 次の各号の一に該当する場合、その授業科目の履修を認めない。

- (1) 既に単位を修得した授業科目
- (2) 授業時限が重複する授業科目
- (3) 在籍する学年より上級学年に配置されている授業科目

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、履修を認めないことがある。

(他学科履修)

第8条 学生の所属する学科にない他学科の授業科目は、所属学科が定める科目に限り履修することができる。ただし、卒業に必要な単位として認定されるものは60単位までとする。

(遠隔授業の履修)

第9条 遠隔授業にて実施される科目を履修することができる。ただし、卒業に必要な単位として認定されるものは60単位までとする。

(指定保育士養成施設に係る科目の受講制限)

第10条 人文社会学部児童学科における指定保育士養成施設の指定科目において、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号に基づき、必修科目、選択必修科目及び教養科目のうち、実技及び演習については、50人以下で授業を行うものとする。

(栄養士養成施設に係る科目の受講制限)

第11条 健康メディカル学部健康栄養学科における栄養士養成施設の指定科目において、栄養士養成施設指導要領第8条第2項に基づき、栄養士養成科目については、おおむね40人で授業を行うものとする。

(留年となった場合の履修)

第12条 留年となった者は、既に単位を修得した授業科目を除き、進級に係るすべての授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 留年となった者は、上級学年に配置されている授業科目を聴講することができる。なお、聴講できる授業科目については、学科ごとに別に定める。

## 第4章 試験

(試験)

第13条 履修登録した授業科目の試験には、定期試験、追試験及び再試験がある。

- 2 試験は、筆記試験、実技試験、面接試験、論文、報告書又はこれらの併用によって行う。ただし、科目によっては、平常の成績考査をもって試験に代えることがある。
- 3 定期試験、追試験及び再試験の期間は学年始めに公示し、時間や場所等は、その都度公示する。
- 4 成績評価の方法・基準は、シラバスに記載する。

(受験資格)

第14条 次の各号の一に該当する者は、原則として試験を受験することができない。

- (1) 授業料等を所定の期日までに納付していない者
- (2) 履修登録をしていない授業科目を受験しようとする者
- (3) 出席時限数が当該科目の総時限数の3分の2に達しない者

(4) 学生証を所持しない者

(追試験)

第15条 やむを得ない理由により定期試験を欠席し、公示された受付締切日までに試験欠席届及び試験欠席の事由を証明する書類を提出した者を対象に追試験を行う。

- 2 欠席の事由が認められた者は、公示された受付締切日までに追試験受験料を添えて所定の追試験願を提出し、許可された場合に限り受験することができる。
- 3 追試験を欠席した者に対して、再度試験は行わない。
- 4 追試験における成績は、定期試験に準ずる。

(再試験)

第16条 定期試験等で不合格となり、単位を修得できていない者を対象に再試験を行うことがある。

- 2 再試験を受験しようとする者は、公示された受付締切日までに再試験受験料を添えて所定の再試験願を提出し、許可された場合に限り受験することができる。
- 3 再試験を欠席した者に対して、再度試験は行わない。
- 4 再試験における成績は、60点を上限とする。

(試験の規律)

第17条 試験における学生の遵守すべき事項は、その都度公示する。

- 2 試験における不正行為に関する事項は、帝京平成大学不正行為規程に定める。

## 第5章 転科

(転科)

第18条 他の学部・学科に転科を志願する者に対しては、選考の上、許可することがある。転科の受付は年2回とし、前期の受付で転科を許可された学生は同年度の10月異動とし、後期の受付で転科を許可された学生は次年度の4月異動とする。

- 2 転科を志願する者は、公示された受付締切日までに転科願を提出し、許可された場合に限り選考試験を受けることができる。
- 3 転科先として認められる学部・学科及び受入年次については、その都度公示する。
- 4 選考方法及び合否結果の発表方法については、その都度公示する。
- 5 6年制の学科から4年制の学科へ転科した場合の在学期間は、卒業に必要なとされる修業年限の2倍を超えないものとする。
- 6 転科先に最低1年間は在籍することを卒業要件とする。
- 7 転科後に履修しなければならない授業科目及び修得単位数については別に定める。
- 8 4年次に転科した場合のみ、第8条の規定にかかわらず、卒業に必要な単位として認定する他学科履修の上限を70単位とする。

## 第6章 進級

(進級)

第19条 進級するには、各学科において定められた要件を満たしていなければならない。それに満たない場合は留年となる。

2 各学部の学科に定める進級要件は次のとおりとする。

(1) 人文社会学部

学科	1年次修了時	2年次修了時	3年次修了時
人間文化学科	20 単位以上 修得	・50 単位以上修得 ・セミナー、英語、情報リテラシー演習・DS 概論の全必修科目修得	進級要件なし
人間文化学科 (留学生)※		・50 単位以上修得 ・セミナー、英語および日本語(教養科目)、 情報リテラシー演習・DS 概論の全必修科目 修得	
経営学科		・50 単位以上修得 ・セミナー、英語もしくは中国語、 情報リテラシー演習・DS 概論(コンピュータ 実践演習 I・II を除く)の全必修科目修得	
経営学科 (留学生)※		・50 単位以上修得 ・セミナー、英語もしくは中国語、および 日本語(教養科目) 情報リテラシー演習・DS 概論(コンピュータ 実践演習 I・II を除く)の全必修科目修得	
児童学科		・50 単位以上修得 ・セミナー、英語、情報リテラシー演習・ DS 概論の全必修科目修得	
観光経営学科		・50 単位以上修得 ・セミナー、英語(観光英語 A を除く)、 情報リテラシー演習・DS 概論(コンピュータ 実践演習 I・II を除く)の全必修科目修得	
観光経営学科 (留学生)※		・50 単位以上修得 ・セミナー、英語(観光英語 A を除く) お よび日本語(教養科目)、 情報リテラシー演習・DS 概論(コンピュータ 実践演習 I・II を除く)の全必修科目修得	

※留学生入試にて入学した留学生または大学が日本語(教養科目)の受講が必要と認める者

(2) 健康メディカル学部

学科	1年次修了時	2年次修了時	3年次修了時
理学療法学科	在籍する学年に配置された全必修科目を修得		
作業療法学科			
言語聴覚学科			
心理学科	20 単位以上 修得	・60 単位以上修得 ・セミナー、英語、情報リテラシー演習・ DS 概論の全必修科目修得	進級要件なし

健康栄養学科	在籍する学年に配置された全必修科目を修得		
医療科学科	20 単位以上 修得	・50 単位以上修得 ・セミナー、英語、情報リテラシー演習・ DS 概論の全必修科目修得	進級要件なし

(3) ヒューマンケア学部

学科	1 年次修了時	2 年次修了時	3 年次修了時
看護学科	在籍する学年に配置された全必修科目を修得		
柔道整復学科			
鍼灸学科			

(4) 健康医療スポーツ学部

学科	1 年次修了時	2 年次修了時	3 年次修了時
リハビリテーション学科 理学療法学専攻	在籍する学年に配置された全必修科目を修得		
リハビリテーション学科 作業療法学専攻			
柔道整復学科			
医療スポーツ学科	20 単位以上 修得	・50 単位以上修得 ・セミナー、英語、情報リテラシー演習・ DS 概論の全必修科目修得	進級要件なし
看護学科	在籍する学年に配置された全必修科目を修得		

3 前項にかかわらず、学年制の学科において、在籍する学年に配置されている必修科目が未修得の場合でも、次学年へ仮進級できる。なお、仮進級の要件については、学科ごとに別に定める。

第7章 卒業

(卒業)

第20条 卒業するには、学則別表第1に記載された必修科目、選択必修科目、及び選択科目を履修し、以下の単位を修得しなければならない。それに満たない場合は留年となる。

(1)

ア. 人文社会学部人間文化学科人間文化専攻

科目分類	必修	選択必修	選択	卒業単位
教養科目	14単位		100単位	124単位
人間文化専門基礎科目		10単位		
福祉専門科目				
メディア文化専門科目				

国際文化専門科目				
共通専門科目				
日本語科目 (留学生指定科目)				

イ. 人文社会学部人間文化学科人間文化専攻（留学生）※

科目分類	必修	選択必修	選択	卒業単位
教養科目	18単位		92単位	124単位
人間文化専門基礎科目		10単位		
福祉専門科目				
メディア文化専門科目				
国際文化専門科目				
共通専門科目				
日本語科目 (留学生指定科目)	4単位			

(2)

ア. 人文社会学部経営学科

科目分類	必修	選択必修	選択	卒業単位
教養科目	18単位	4単位	92単位	124単位
経営専門基礎科目	4単位	6単位		
経営専門科目				
トレーナー・スポーツ経営 専門科目				
経営情報専門科目				
共通専門科目				
日本語科目 (留学生指定科目)				

イ. 人文社会学部経営学科（留学生）※

科目分類	必修	選択必修	選択	卒業単位
教養科目	22単位	4単位	84単位	124単位
経営専門基礎科目	4単位	6単位		
経営専門科目				
トレーナー・スポーツ経営 専門科目				
経営情報専門科目				
共通専門科目				
日本語科目 (留学生指定科目)	4単位			

(3) 人文社会学部児童学科

科目分類	必修	選択	卒業単位
教養科目	14単位	108単位	124単位
児童専門基礎科目	2単位		
小学校・特別支援専門科目			

保育・幼稚園専門科目			
共通専門科目			

(4)

ア. 人文社会学部観光経営学科

科目分類	必修	選択必修	選択	卒業単位
教養科目	16単位		84単位	124単位
観光経営専門基礎科目	16単位			
観光経営専門科目	2単位	6単位		
日本語科目 (留学生指定科目)				

イ. 人文社会学部観光経営学科(留学生)※

科目分類	必修	選択必修	選択	卒業単位
教養科目	20単位		76単位	124単位
観光経営専門基礎科目	16単位			
観光経営専門科目	2単位	6単位		
日本語科目 (留学生指定科目)	4単位			

(5) 健康メディカル学部理学療法学科

科目分類	必修	選択必修	選択	卒業単位
教養科目	15単位	6単位	1単位	124単位
専門基礎科目	34単位			
専門科目	66単位	2単位		

(6) 健康メディカル学部作業療法学科

科目分類	必修	選択必修	選択	卒業単位
教養科目	15単位	4単位	1単位	124単位
専門基礎科目	36単位			
専門科目	68単位			

(7) 健康メディカル学部言語聴覚学科

科目分類	必修	選択	卒業単位
教養科目	20単位	11単位	124単位
専門基礎科目	32単位		
専門科目	61単位		

(8) 健康メディカル学部心理学科

科目分類	必修	選択必修	選択	卒業単位
教養科目	14単位		86単位	124単位
専門基礎科目	8単位	8単位		

専門科目		8単位		
特別科目				

(9) 健康メディカル学部健康栄養学科

科目分類	必修	選択	卒業単位
教養科目	12単位	13単位	124単位
専門基礎科目	43単位		
専門科目	56単位		

(10) 健康メディカル学部医療科学科

科目分類	必修	選択	卒業単位
教養科目	12単位	112単位	124単位
医療科専門基礎科目			
救急救命士専門科目			
臨床工学専門科目			
スポーツサイエンス専門科目			
共通専門科目			

(11) ヒューマンケア学部看護学科

科目分類	必修	選択必修	卒業単位
教養科目	16単位	7単位	124単位
専門基礎科目	27単位	2単位	
専門科目	72単位		
保健師課程			
助産師課程			

(12) ヒューマンケア学部柔道整復学科

科目分類	必修	選択必修	選択	卒業単位
教養科目	12単位	2単位	4単位	124単位
専門基礎科目	42単位			
専門科目	64単位			

(13) ヒューマンケア学部鍼灸学科

科目分類	必修	選択必修	選択	卒業単位
教養科目	12単位	2単位	8単位	124単位
専門基礎科目	27単位			
専門科目	75単位			

(14) 健康医療スポーツ学部リハビリテーション学科理学療法専攻

科目分類	必修	選択	卒業単位
教養科目	17単位	6単位	124単位
専門基礎科目	37単位		

専門科目	64単位		
------	------	--	--

(15) 健康医療スポーツ学部リハビリテーション学科作業療法学専攻

科目分類	必修	選択必修	選択	卒業単位
教養科目	17単位		2単位	124単位
専門基礎科目	37単位			
専門科目	67単位	1単位		

(16) 健康医療スポーツ学部柔道整復学科

科目分類	必修	選択必修	卒業単位
教養科目	13単位	4単位	124単位
専門基礎科目	46単位	5単位	
専門科目	56単位		

(17) 健康医療スポーツ学部医療スポーツ学科

科目分類	必修	選択必修	選択	卒業単位
教養科目	13単位	4単位	105単位	124単位
専門基礎科目		2単位		
救急救命士専門科目				
トレーナー専門科目				
動物医療専門科目				
共通専門科目				

(18) 健康医療スポーツ学部看護学科

科目分類	必修	選択	卒業単位
教養科目	18単位	6単位	124単位
専門基礎科目	26単位		
専門科目	74単位		
保健師課程			
助産師課程			

※留学生入試にて入学した留学生または大学が日本語（教養科目）の受講が必要と認める者

(卒業見込要件)

第21条 卒業見込証明書を発行するための要件は次のとおりとする。

- (1) 最終学年に進級していること。
- (2) 履修中の科目を含め、卒業要件単位数を修得することが見込まれること。

(卒業認定・学位授与の方針の達成度)

第22条 卒業時における卒業認定・学位授与の方針に関する達成度は、卒業要件に含まれる全ての必修科目の成績などを基に分析・評価し、そのまとめを卒業時に交付する。

## 第8章 雑則

(改廃)

第23条 この規則の改廃については学長が定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、1987年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、1988年1月1日から改定施行する。
- 3 この規則は、1994年4月1日から改定施行する。  
1994年3月31日に本学の学部に在学する者及びそれと同学年次に編入学する者にあつては、授業科目・履修方法及び単位の修得については、この規則の規定にかかわらず、別に定める移行措置による。
- 4 この規則は、1995年4月1日から改定施行する。
- 5 この規則は、1996年4月1日から改定施行する。
- 6 この規則は、1997年4月1日から改定施行する。
- 7 この規則は、1998年4月1日から改定施行する。
- 8 この規則は、1999年4月1日から改定施行する。
- 9 この規則は、2000年4月1日から改定施行する。
- 10 この規則は、2001年4月1日から改定施行する。
- 11 この規則は、2002年4月1日から改定施行する。
- 12 この規則は、2003年4月1日から改定施行する。
- 13 この規則は、2004年4月1日から改定施行する。
- 14 この規則は、2005年4月1日から改定施行する。
- 15 この規則は、2006年4月1日から改定施行する。
- 16 この規則は、2007年4月1日から改定施行する。
- 17 この規則は、2009年4月1日から改定施行する。
- 18 この規則は、2010年4月1日から改定施行する。
- 19 この規則は、2011年4月1日から改定施行する。
- 20 この規則は、2012年4月1日から改定施行する。
- 21 この規則は、2013年4月1日から改定施行する。
- 22 この規則は、2014年4月1日から改定施行する。
- 23 この規則は、2015年4月1日から改定施行する。
- 24 この規則は、2016年4月1日から改定施行する。

- 25 この規則は、2017年4月1日から改定施行する。
- 26 この規則は、2018年4月1日から改定施行する。
- 27 この規則は、2019年4月1日から改定施行する。
- 28 この規則は、2020年4月1日から改定施行する。
- 29 この規則は、2021年4月1日から改定施行する。
- 30 この規則は、2022年4月1日から改定施行する。
- 31 この規則は、2023年4月1日から改定施行する。
- 32 この規則は、2024年4月1日から改定施行する。
- 33 この規則は、2025年4月1日から改定施行する。